

令和5年度江東区障害福祉サー ビス事業者等集団指導 江東区が実施する指導及び監査 について

江東区障害福祉部障害者施策課
指導検査係



指導及び監査の目的

指定障害福祉サービス事業者等の
サービス内容の質の確保

自立支援給付に係る費用等の
支給の適正化



指導と監査について

- ▶ 「指導」 → 事業者が守るべき法令や基準等の理解を深めるために行うもの
- ▶ 「監査」 → 不正等が疑われる場合に、事実を確認するために行うもの



指導形態、実施方法

集団指導

過去の指導事例等について、一定の場所に集まり、**講習等の方式**により実施（動画視聴方式）。

実地指導

個々の事業所において、関係書類を閲覧し、関係者からの**面談方式**で行うもの



実地指導の流れ

- 1 区から実施通知を送付します。**原則として実地指導の約1か月前**
対象事業者に事前に日程連絡後、文書にて通知
 - 2 事業者から事前提出書類を提出頂きます。**(通知発送後から約2週間以内)**
(例) 名簿兼勤務体制表、運営規程、重要事項説明書、事業所パンフレット、
利用契約書、マニュアル等
 - 3 実地指導当日
書類閲覧・面談等により法令等への適合状況を確認します。
事前提出書類のほか、当日準備していただく書類もあります。
 - 4 結果通知 (文書により改善の必要のある事項について指摘)
 - 5 改善報告書の提出・過誤申立てによる返還の手続き
報告書は結果通知から約1か月程度で提出いただきます。
- ★ 実地指導後、改善が不十分な場合は再度実地指導や監査を行うこともあります。



実地指導当日の流れについて

- (1) 検査についての説明等
- (2) 事業所内の設備・掲示等確認
- (3) 書類確認
- (4) 関係者へのヒアリング
- (5) 講評

- ※ 検査当日は、管理者及び関係職員（サービス提供責任者、サービス管理責任者、請求事務担当者など）の立会いをお願いします。
- ※ 指導検査担当職員以外の区職員が立ち会う場合があります。



監査について

監査の対象基準

- 1 サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 2 自立支援給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- 3 基準等に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- 4 度重なる実地指導によっても指摘事項の改善が見られないとき。
- 5 正当な理由がなく、実施指導を拒否したとき。



監査の実施方法

- ▶ 事業者に対し、報告又は帳簿書類の提出・提示を命じる。
- ▶ 関係者の出頭を求めて質問する。
- ▶ 事業所に立ち入り、その設備又は帳簿書類その他の物件の検査を行う。



監査後の措置

▶ 行政上の措置

勧告・命令・取り消し等処分

※指定権を持つ自治体による。

(特定相談（障害児）相談支援事業者は区、それ以外は都)

▶ 経済上の措置

給付費の返還 (40%の加算金を徴収されることがある)



行政上の措置・経済上の措置の例 1

▶ 事業所A（A市指定の放課後等デイサービス）

※A市とB市でそれぞれ事業所を運営していた。

1 人員基準違反（法第21条の5の24第1項第3号）

ア 専従の要件がある管理者として届け出られていた代表社員が、実際には、本件事業者がB市内で運営する本件事業所とは別の放課後等デイサービス事業所（令和2年6月1日付け指定。以下「別事業所」という。）の管理者を兼務しており、専従の要件を満たしておらず、人員基準を満たしていなかった。

イ 専任かつ常勤の要件がある児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）として届け出られていた代表社員が、実際には、別事業所の児発管を兼務しており、専任かつ常勤の要件を満たしておらず、人員基準を満たしていなかった。



行政上の措置・経済上の措置の例 1

2 不正又は著しく不当な行為（法第21条の5の24第1項第10号）

ア 代表社員を別事業所の管理者兼児発管として届け出て指定を受けたにもかかわらず、指定後も、本件事業所に要件を満たす管理者及び児発管を新たに配置せず、そのうえ、上記の状態にありながら、令和3年4月12日付けで、代表社員を本件事業所で常時勤務する管理者兼児発管として記載した実態と異なる内容の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（以下「勤務形態一覧表」という。）を作成し、A市に提出していた。

イ 令和3年4月12日付けで、届出時点では退職しており、勤務する見込みがないと認識していた元従業者1名及び本件事業所と別事業所とを兼務していた従業者1名の計2名を、本件事業所で常時勤務する児童指導員として記載した実態と異なる内容の勤務形態一覧表を作成し、児童指導員等加配加算（以下「加配加算」という。）の算定に必要な人員を配置していると届け出ていた。

ウ なお、令和3年4月15日付けで、上記ア及びイとほぼ同内容の書類を作成し、B市に提出していた。



行政上の措置・経済上の措置の例 1

3 不適正運営（法第21条の5の24第1項第4号）

ア 個別支援計画（以下「計画」という。）を作成していなかった。

イ 提供したサービスの内容について記録せず、サービスを提供したことについて、保護者から確認を受けていなかった。

ウ 整備すべき従業者やサービスの提供に関する記録が適正に作成されておらず、また、保存すべき期間保存されていなかった。



行政上の措置・経済上の措置の例 1

4 不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）

ア 1イに記載する事由により、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用すべきところ、同減算を適用せずに給付費を請求し、受領していた。

イ 児童指導員等加配加算の算定に必要な人員を配置していないにもかかわらず、同加算を算定のうえ、給付費を請求し、受領していた。

ウ 上記3アに記載する事由により、計画未作成減算を適用すべきところ、同減算を適用せずに給付費を請求し、受領していた。

エ 欠席時対応加算の算定に必要な記録をしていないにもかかわらず、同加算を算定のうえ、給付費を請求し、受領していた。

オ 家庭連携加算の算定に必要な記録をしていないにもかかわらず、同加算を算定のうえ、給付費を請求し、受領していた。

行政上の措置 指定の取り消し

経済上の措置 約4,343万円（加算金等を含む。）



行政上の措置・経済上の措置の例 2

▶ C市事業所B（就労移行支援）

（1）人員配置基準違反（法第50条第1項第3号に該当）

① 平成31年（2019年）2月から令和元年（2019年）5月まで、届出したサービス管理責任者を実際に配置していなかった。

② ①の届出したサービス管理責任者は指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）一口の規定する経過措置による平成31年（2019年）3月までの所定の研修を修了せず、平成31年（2019年）4月以降はサービス管理責任者としての要件を満たしていなかった。

（2）訓練等給付費の不正請求（法第50号第1項第5号に該当）

ア 個別支援計画未作成減算

① サービス管理責任者を事業所に配置しておらず、適切に個別支援計画を作成していなかったにもかかわらず、平成31年（2019年）2月から令和元年（2019年）5月まで、当該減算を行っていない。

② 令和元年（2019年）6月については、平成31年（2019年）2月から継続して適切に個別支援計画を作成しておらず、減算が適用される月から連続して3月以上の月に該当するため、所定単位数の100分の50を算定しなければならないところ、所定単位数の100分の70を算定している。



行政上の措置・経済上の措置の例 2

イ サービス管理責任者欠如減算

サービス管理責任者の人員が指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、当該事実の発生した月の翌々月から当該事実が解消された月までサービス管理責任者欠如減算を適用しなければならない。

訓練等給付費は、減算が適用される月（人員基準を満たさなくなった月の翌々月）から5月未満の月については、所定単位数の100分の70を、減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50を算定しなければならないが、平成31年（2019年）2月からサービス管理責任者を配置していない状態にあることを認識していたにもかかわらず、平成31年（2019年）4月から令和元年（2019年）7月まで当該減算を行っていない。

- ▶ 行政上の措置 指定の取り消し
- ▶ 経済上の措置 1,226,584円（C市分のみ。加算額含む。）

